

葉山町公式ツイッター運用要綱

(平成24年8月31日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、葉山町が町民等への情報提供のため、Twitter(以下、「ツイッター」という。)を運用することに関して、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ツイッター インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定の利用者に公開できる手段をいう。

(2) 公式ツイッター 葉山町が設置・運用するツイッターをいう。

(3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。

(5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。

(6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。

(7) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

(運営主体)

第3条 公式ツイッターの運営主体は葉山町総務部総務課とし、アカウントの管理、ツイートの発信を行う。

2 ユーザー名は hayama_town とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、ツイッターを町ホームページ上に明示する。

(掲載内容)

第5条 ツイートするものは、次に掲げるものとする。

(1) 防災情報メールや防災行政無線で配信したもの

(2) 町ホームページに掲載した防災に関するもの

(3) 町の防犯に関するもの

(4) その他総務課長が適当と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載する内容に関する基準は、別に定める。

(リプライ、リツイート及びフォローの制限)

第6条 リプライは原則行わない。ただし、国、他の地方公共団体及び公益法人等が発信したツイートで、特に総務課長が認めるものはこの限りでない。

2 リツイートは原則行わない。ただし、国、他の地方公共団体及び公益法人等が発信したツイートで、特に総務課長が認めるものはこの限りでない。

3 フォローは原則行わない。ただし、国、他の地方公共団体及び公益法人等が開設したアカウントで、特に総務課長が認めるものはこの限りでない。

4 公式ツイッターのツイートが、他のユーザーによりリプライ及びリツイートされた場合、その内容に関することについて、町は責任を負わないものとする。

(ホームページとのリンク)

第7条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として葉山町が運営するホームページのみとする。ただし、国、他の地方公共団体及び公益法人等が開設したホームページで、特に総務課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(公式アカウントの停止又は削除)

第8条 ツイートが困難になった場合、その理由を葉山町ホームページに明記し、公式アカウントを速やかに停止又は削除する。

(その他)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、総務課長が別に定める。